

議案第 1 1 号

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正について

大口町放課後児童クラブ条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、多様な働き方をする保護者の支援のため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

大口町放課後児童クラブ条例（平成27年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を次のように改める。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(休日)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの</u> <u>日（前号に掲げる日を除く。）</u></p>	<p>(休日)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>1月2日から同月4日及び12月28日</u> <u>から同月31日までの日</u></p>

## 改正要旨

### 1 改正の目的

放課後児童クラブの運営基準である「大口町放課後児童クラブ条例」で定める休館日の短縮により、放課後児童クラブ利用者の利便性向上のため、改正するものです。

### 2 改正の概要

児童クラブの休館日を以下の表のとおりとします。

現 行	改 正 後
12月28日から1月4日まで	12月29日から1月3日まで

### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。